

航空法の一部を改正する法律の施行に伴う航空法施行規則の一部を改正する省令(案)について

平成17年6月
国土交通省航空局

．背景

近年の航空交通量の増大等に適切に対応するべく、空域の安全かつ効率的な利用並びに航空機及びその航行の安全性の一層の向上を図るため、航空法の一部を改正する法律案(以下「改正法」という。)が第162回国会に提出されているところであります。

本法案が成立した場合はその規定に基づき、航空法施行規則の改正が必要になることから、今般、「航空法の一部を改正する法律の施行に伴う航空法施行規則の一部を改正する省令」を制定するべく、以下の概要のとおり改正することを検討しております。

．概要

1. 航空機等の設計検査の合理化関係

(1) 航空機の設計の変更の定義及び設計の変更の際の耐空証明等の手続きについて

改正法において、設計及び設計後の検査の能力について認定を受けた民間事業者(認定事業場)が検査を行った場合、国の行う耐空証明検査について航空機及び装備品の設計の検査の一部について省略することを可能としております。これを踏まえて、航空法施行規則において規定している以下の航空機及び装備品の設計の検査についても、認定事業場が検査を行った場合、国の行う検査の一部について省略することのできる規定をおくことを検討しております。

認定事業場が検査を行った場合、一部省略を受けることのできる設計の検査

- ・型式証明の検査、追加型式設計の承認の検査、修理改造検査
- ・予備品証明の検査、型式・仕様承認の検査

また、設計の変更について、航空機の耐空性への影響の程度に応じた区分(小変更及び大変更)を設け、認定事業場が自ら検査を行うことが可能な範囲を小変更(航空機の騒音又は発動機の排出物に影響を及ぼす恐れのある変更該当しないものに限り。)と規定するとともに、設計後の検査を行った場合の耐空証明その他の検査の手続きにおける添付書類等について規定することについて検討しております。

(2) 認定事業場の認定基準等について

改正法において、民間事業者がその能力について認定を受けることができる能力に航空機及び装備品の「設計及び設計後の検査の能力」を追加し、また認定事業場の業務の実施に関する事項を記載した業務規程を認可の対象としております。

このため、事業場の認定の基準について、設計に係る認定事業場が選任する確認主任者の要件その他設計及び設計後の検査の能力の認定に係る要件を追加する改正を行うとともに、業務規程に記載すべき事項について以下のとおり規定することを検討しております。

業務規程に記載すべき業務の実施に関する事項の規定内容

- ・認定業務の能力及び範囲並びに限定
- ・業務に用いる設備、作業場及び保管施設その他の施設に関する事項

- ・業務を実施する組織及び人員に関する事項
- ・品質管理制度その他の業務の実施に関する事項
- ・確認主任者の行う確認の方法に関する事項
- ・その他業務の実施に関し必要な事項

2. 空域の安全かつ効率的な利用関係

(1) 特別な方式による航行関係

) 改正法において国土交通大臣の許可を要することとされた特別な方式による航行の種類を以下の通りとすることを検討するとともに、許可に係る手続き及び許可基準について規定することを検討しております。

- ・垂直間隔縮小飛行(RVSM:Reduced Vertical Separation Minimum - 高度29,000ft以上41,000ft以下の空域において、垂直管制間隔を従来の2,000ftから1,000ftに短縮する方式により飛行するもの。)
- ・高カテゴリー 航行(決心高が30m以上60m未満で、滑走路視距離が350m以上の場合に計器着陸装置を用いて精密進入及び着陸を行うもの。)
- ・高カテゴリー A航行(決心高が定められていないか又は30m未満で、滑走路視距離が200m以上の場合に主に自動操縦により計器着陸装置を用いて精密進入及び着陸を行うもの。)
- ・高カテゴリー B航行(決心高が定められていないか又は15m未満で、滑走路視距離が50m以上200m未満の場合に主に自動操縦により計器着陸装置を用いて精密進入、着陸及び着陸後の滑走を行うもの。)

))のRVSMを9月30日より実施するため、有視界飛行方式による飛行が禁止される高度を29,000フート以上の高さとするとしております。

) 29,000ft以上の高度における有視界飛行方式の場合の巡航高度の規定を削除するとともに、29,000ft以上41,000ft以下の高度においては、RVSMの許可を受けた航空機の巡航高度を1,000ft間隔に設定し、RVSM導入に対応したものに改正すべく検討しております。

(2) 特別管制空域、航空交通情報圏、民間訓練試験空域に係る規制の見直しについて

特別管制空域について

- ・有視界飛行方式が禁止される特別管制空域について、やむを得ない場合を除いて有視界飛行方式による飛行が禁止されるもの、常時管制指示に従って他の航空機との間隔を確保することを条件に有視界飛行方式による飛行が許可されるものに区分することを検討しております。

航空交通情報圏及び民間訓練試験空域について

) 航空交通情報圏における計器気象状態について、航空交通管制区と同様にすることを検討しております。

) 改正法で新たに規定された航空交通情報圏及び民間訓練試験空域を飛行する場合に、航空交通情報を入手するために連絡する機関を告示で定めることを検討しております。また、航空交通情報を入手するための連絡又は聴取することが困難な場合等を以下のとおり規定することを検討しております。

- ・無線電話を装備することができない航空機が民間訓練試験空域で訓練等を行う場合

- ・民間訓練試験空域のうち地形上等の理由により航空交通情報提供機関に連絡できない空域を飛行する場合
 - ・その他特別な事情により連絡又は聴取することが困難な場合
-)航空交通情報圏及び民間訓練試験空域を飛行する場合には(航空機の構造上装備できない場合を除き)無線電話を装備しなくてはならない旨を規定することを検討しております。
-)改正法で民間訓練試験空域における安全対策として訓練試験等計画の承認を受ける義務を課したことに伴い、当該承認を受けなくてはならない飛行を民間訓練試験空域を通過する飛行以外の飛行とするとともに、訓練試験等計画の記載事項等を民間訓練試験空域の利用の場所、日時、訓練飛行等の概要、航空機の型式及び無線呼出符号などとすることを規定することを検討しております。

(3)航空交通の管理について

- ・改正法の規定に基づき、航空交通の管理に関する情報が提供される航空運送事業を営む者を国内定期航空運送事業者及び国際定期航空運送事業者とするとともに、これらの情報のうち航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるため守秘義務が課される情報として、他の航空機の飛行計画及び航空機の位置、高度、経路に関する情報とすることを規定することを検討しております。

3. 事後監督規定の整備その他関係

- ・改正法において事後監督規定を整備したことに伴い、認定事業場、指定航空従事者養成施設(運航管理者養成施設を含む。)又は指定本邦航空運送事業者に対し、当該認定又は指定に係る基準への適合を維持しなくてはならない旨を明確に規定するとともに、当該規定に違反した場合は改正法第20条第5項、第29条第6項又は第72条第11項の規定に基づき当該認定又は指定の取消しを行うことが可能となるように規定することを検討しております。

今後の予定

公	布	平成17年8月上旬
施	行	平成17年10月1日(2.の(1)については9月30日より施行)